

令和8年夏の交通安全県民運動 実施要綱

運動のスローガン

急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク

～ 令和8年7月11日(土) ～ 7月20日(月) ～



令和7年度JA共済交通安全ポスター沖縄県コンクール【優良賞】
北中学校1年生(受賞時) 謝敷 絢介 さんの作品

沖縄県交通安全推進協議会

令和8年夏の交通安全県民運動実施要綱

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

令和8年7月11日（土）から同年7月20日（月）までの10日間

第3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第4 推進機関・団体等

別紙1「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり。

第5 運動のスローガン

急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク

※ 令和8年使用交通安全年間スローガン・内閣総理大臣賞受賞作品

第6 運動の重点項目

【重点1】飲酒運転の根絶

【重点2】「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

【重点3】二輪車の交通事故防止

【重点4】自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

第7 運動の重点に関する主な推進項目

1 【重点1】「飲酒運転の根絶」に関する推進項目

令和7年中の飲酒運転の検挙件数は1,097件と、前年より292件減少している一方、飲酒絡みの人身事故は83件で、前年に比べ11件増加している。全人身事故2,809件に占める飲酒絡み事故の割合は2.95%で、全国平均の約3.1倍と5年連続全国ワーストとなっており、県内における飲酒運転を取り巻く情勢は、極めて厳しい状況となっている。

夏場は、暑さと開放感からビーチパーティー等で飲酒する機会が増えることから、飲酒運転やそれに伴う飲酒絡みの交通事故も増える傾向にある。そのため運動期間中は、広く県民に対し、飲酒運転の悪質性や危険性、被る代償と飲酒運転周辺者も罰則の対象であることなどを訴えて意識変化を促すとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき県、県民、事業者等が一体となって飲酒運転の根絶を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 飲酒絡み交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における「飲酒運転を絶対に許さない社会環境づくり」の促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底のほか、ハンドルキーパー運動、運転代行利用の促進及び飲酒運転をするおそれのある者に対する声掛け等の励行

- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性、アルコール等の知識や被る代償等の周知を図り、飲酒運転をしない意識作りの促進
- (4) 飲酒運転を助長又は容認する行為（車両提供者、酒類提供者、同乗者）も罰則の対象となることの周知徹底並びに酒類提供飲食店や酒類販売店、駐車場所所有者等との連携強化
- (5) 飲酒運転で検挙される者は、午前6時から午前9時に多いことから、飲酒翌日の運転に支障のない適量飲酒に関する啓発（二日酔い運転の防止）
- (6) 飲酒運転をしようとしている者や飲酒運転をするおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声掛けをするなど、状況に応じた適切な対応を講ずる取組の促進
- (7) 運転者に対する運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (8) その他、「令和8年度沖縄県飲酒運転根絶県民運動実施要綱」に示した運動の実施事項の推進

2 【重点2】「「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」に関する推進項目

近年、スマートフォン等の画像を注視するなどして自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が全国的に増加傾向にあり、「ながらスマホ」による死亡事故率は、不使用時と比べ約3.7倍高くなるなど、重大事故につながり得る危険な行為である。

また、令和7年中のこども（中学生以下）と高齢者（65歳以上）関連の交通人身事故は、こども関連が235件（対前年比+14件）、高齢者関連が968件（対前年比-2件）となっており、死者数はこどもが0人（対前年比-1人）に対し、高齢者が19人（対前年比+2人）となっている。（高齢者の死者数19人のうち、歩行中は12人）

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ること及び交通事故死者数（40人）の約半数を高齢者が占める厳しい交通情勢に的確に対処するため、こどもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、自動車等の運転者に対して、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上を図ることを目的に、次の項目を推進する。

- (1) 「ながらスマホ」の根絶
 - ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (2) 歩行者の交通ルール理解・遵守等の徹底
 - ア 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
 - イ 歩行者に対し横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
 - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・負傷者が多い）を踏まえた交通安全教育等の推進
 - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進

オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(3) 歩行者の安全の確保

ア 通学路、未就学児を中心に、こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の促進

ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

エ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(4) 運転者の交通ルールの遵守の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び行動を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者優先義務の遵守の徹底等、模範的な運転の推進

ウ 夕暮れ時における早めのライト点灯及び夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(5) 外国人運転者の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進

イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進

エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化

オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

3 【重点3】「二輪車の交通事故防止」に関する推進項目

令和7年中の二輪車乗車中の死者数は15人で、前年に比べ1人減少しているものの、全死者数（40人）に占める割合が37.5%と、高い割合となっている。

また、本年3月末現在における二輪車関連事故発生件数は124件で、前年同期より16件減少、死者数については4人で、前年同期より1人減少している。

二輪車乗車中の事故は夏場に多く発生する傾向にあることから、二輪車の安全利用を促進し、二輪車利用者の交通安全意識の高揚（マナーアップ）を図るため、次の項目を推進する。

(1) 二輪車利用時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の推進

ア 交差点における徐行、一時停止、安全確認の徹底

イ スピード超過、走行時及び渋滞時のすり抜け、路肩走行、無理な追い越しや車線変更、走行中の携帯電話使用等無謀運転に対する危険性の周知徹底

ウ 適正なヘルメット着用（ゆるみのない顎紐の装着等）の徹底とプロテクター装着の促進

エ 二輪車安全運転5則（別添「各種運動のスローガン」参照）の徹底

オ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの周知徹底

カ 家庭・地域ぐるみによる暴走族三ない運動（暴走行為をしない、させない、見に行かない）の徹底

(2) 二輪車の安全利用に対する広報啓発活動の推進

ア 二輪車事故の特性を踏まえた二輪車事故防止に対する広報啓発

- ・ 交差点や交差点手前は脇道からの車両に注意し、減速して追い越しを控える
- ・ カーブでは、まず手前で減速
- ・ 交差点等、特に注意を要する箇所以外にも駐車場から出る車等に対する注意
- ・ 渋滞車両の切れ目は対向右折車に注意
- ・ 雨の日は滑る。工事中の路面（鉄板やペイント）等に注意

イ 二輪車事故の発生原因・傾向・多発ケースの情報提供

ウ 若者や免許取得後、間もない運転者に対する安全運転教育の実施

(3) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進

4 【重点4】「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底」に関する推進項目

令和7年中の自転車関連の事故は199件（対前年比-14件）、死者数は1人（対前年比±0人）と、事故件数は減少しているものの、「出会い頭・右左折時」の事故が全体の約8割となっており、重大事故に繋がる可能性が高い。

令和6年11月1日には、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行により、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されている。

努力義務となっている自転車利用者のヘルメット着用については、令和6年7月に警察庁が実施した調査では、県内の着用率が12.5%と全国平均の17%を大きく下回っている。

また、特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。

このため、広く県民に対して、自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要があり、次の項目を推進する。

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

ア 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の促進

ウ 改正道路交通法により、施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマ

- ホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発の推進
- エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の促進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
 - ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
 - イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、現在の交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、上記第6・第7に掲げた運動の重点項目及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

- 1 推進機関・団体における実施要領
 - (1) 推進機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
 - (2) 推進機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。
 - ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施

イ 展示物等各種媒体を活用した街頭キャンペーン、交通安全指導、保護・誘導活動の実施

ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料(交通事故統計、広報啓発資料等)の提供

エ 有識者、交通事故被害者等による交通安全シンポジウム等の開催

オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用

カ 訪日外国人や在留外国人に対する日本の交通ルールに関する周知徹底

(3) 推進機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、自転車安全利用五則の周知徹底、飲酒運転の悪質性・危険性、「ながらスマホ」の危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。

(4) 推進機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。

特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。

(5) 推進機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点項目等を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、飲酒運転をしない、させないことはもとより、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

また、反射材用品等の着用、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、自転車・特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用、体調面を考慮した安全運転などを励行する。

(6) 市町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、地域の交通事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズなどを踏まえた実施に努めるものとする。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティア等との連携を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を推進するものとする。

また、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が推進機関・団体と地域住民の協働により行われるように努めるものとする。

この場合、高齢者の交通事故実態に応じた具体的な指導を行うとともに、反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果等について理解を深め、活用を促すものとする。

なお、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、多様な形態の運動を展開し、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への幅広い年代の参画に努めるものとする。

これらを踏まえ、市町村においては、以下の要領を展開又は支援するものとする。

ア 地域、家庭等との連携

(7) 自治会、町内会、老人クラブ等との連携による、世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催

(イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消

(ウ) 家庭内での話し合いを通じて交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

- (エ) 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進
- (オ) 万が一の事故に備えた自転車損害賠償責任保険等の加入促進
- (カ) 交通事故の発生状況等、身近な交通事故実態、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用効果、自転車の安全利用等、必要な資料・情報の提供と指導の実践
- (キ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (ク) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
- (ケ) 地域の交通安全活動に、当該地域の外国人コミュニティや居住・勤務する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進
- イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等との連携
 - (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
 - (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
 - (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
 - (ウ) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響をよく理解し、運転に不安を感じる場合は家庭内での話合いや安全運転相談窓口を利用するなど、運転免許証の自主返納も含めた各種支援施策の周知
- エ 職域等との連携
 - (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知と「ながらスマホ」の防止
 - (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
 - (エ) 交通法令を遵守し、適正な労働時間・運転時間管理、健康管理など体調面も考慮した安全運転の励行
 - (オ) シートベルトの着用効果の理解促進及び後部座席を含めた全ての座席における着用の徹底
 - (カ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
 - (キ) 社内広報紙(誌)を活用した積極的な広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
 - (ク) 安全運転管理者、運行管理者等による点呼や日常点検による安全の確保をはじめ、運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認や交通安全指導の徹底

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、推進機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、それぞれの組織の特性に応じた取

組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第9 報告

各市町村交通安全推進協議会（各市町村）は、本運動の実施結果を「別記様式」により、令和8年8月6日（木）までに、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（沖縄県生活福祉部生活安全安心課長）に報告するものとする。

なお、本運動に関する施策等でマスコミ等から大きな反響を得たものについては、当該新聞記事等を添えて、その都度、報告するものとする。

沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

官公庁

沖縄県
市町村
沖縄県警察
沖縄県教育委員会
沖縄県市長会
沖縄県町村会
内閣府沖縄総合事務局
在沖縄自衛隊
沖縄労働局
沖縄気象台

交通・運輸関係団体

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所
沖縄県交通安全母の会連絡協議会
公益社団法人沖縄県トラック協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
沖縄県個人タクシー事業協同組合
沖縄中部個人タクシー事業協同組合
那覇個人タクシー事業協同組合
琉球個人タクシー事業協同組合
一般社団法人沖縄県レンタカー協会
一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部
一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会
沖縄県自動車販売協会
沖縄県中古自動車販売協会
沖縄県軽自動車協会
沖縄県二輪車普及安全協会
沖縄県自転車商協同組合
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
沖縄県自動車整備商工組合
軽自動車検査協会沖縄事務所
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所
自動車安全運転センター沖縄県事務所
日本道路交通情報センター那覇センター
損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所
一般財団法人沖縄県自動車標板協会
一般社団法人全国道路標識・標示業協会沖縄支部
私鉄沖縄県労働組合連合会
沖縄都市モノレール株式会社

教育関係団体

沖縄県小学校長会
沖縄県中学校長会
沖縄県高等学校長協会
沖縄県幼稚園協会
沖縄県私立保育園連盟
一般社団法人沖縄県PTA連合会
沖縄県高等学校PTA連合会
一般財団法人沖縄県私学教育振興会
社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部
沖縄県保育士会
沖縄県高等学校生徒指導研究会
沖縄県学校安全教育推進協議会
体力づくり沖縄県民会議
沖縄県教職員組合
独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

青少年・福祉関係団体

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟
公益社団法人ガールスカウト日本連盟沖縄県支部
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
沖縄県公民館連絡協議会
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会
社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会
沖縄県知的障害者福祉協会
社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会
公益財団法人沖縄県交通遺児育成会
沖縄県青年団協議会

その他関係機関団体

一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県銀行協会
日本赤十字社沖縄県支部
一般社団法人沖縄県医師会
沖縄県清涼飲料協会
沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
日本青年会議所沖縄地区協議会
全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部
沖縄県消防長会
公益財団法人沖縄県消防協会
沖縄県人権擁護委員連合会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
沖縄県石油商業組合
一般社団法人沖縄県労働基準協会
沖縄弁護士会
沖縄県内各ライオンズクラブ
沖縄県内各ロータリークラブ
在日米軍沖縄事務所
沖縄県保護司会連合会
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人日本損害保険協会九州・沖縄支部
沖縄県酒造組合
一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会
(以上 9 1 機関団体)

協賛団体

沖縄タイムス社	朝日新聞那覇支局
琉球新報社	毎日新聞那覇支局
琉球放送	読売新聞那覇支局
ラジオ沖縄	産経新聞那覇支局
沖縄テレビ	共同通信那覇支局
琉球朝日放送	時事通信那覇支局
エフエム沖縄	日本テレビ那覇支局
NHK沖縄放送局	日本経済新聞那覇支局
宮古新報	宮古テレビ
宮古毎日新聞	石垣ケーブルテレビ
八重山日報	
八重山毎日新聞	(以上 2 2 団体)

推進機関・団体の実施事項

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における交通安全運動推進の支援 2 ポスター・チラシ・懸垂幕等広報資料による啓発活動 3 広報車等による交通安全広報の実施 4 ラジオ、新聞等マスメディアを活用した交通安全広報の実施 5 その他、交通安全活動の推進
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進会議の開催と地域住民に対する交通安全運動の周知 2 市町村広報紙（誌）等による地域住民への交通安全の啓発 3 交通指導員等との連携による街頭指導の実施 4 ポスター・チラシ、横断幕等広報資料による啓発 5 広報車等による地域内の交通安全広報の啓発 6 自治会放送等の有（無）線放送による交通安全広報の実施 7 各種の交通安全教育及び講習会の開催 8 老人クラブ等と連携したヒヤリ地図作製の推進 9 スクールゾーン・シルバーゾーン等の交通安全施設の点検 10 その他、交通安全活動の推進
警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転や速度違反、暴走行為等、悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り強化 2 二輪車及び自転車等に対する取り締まりを強化し、正しいヘルメットの着用（顎紐の装着等）の指導を徹底する。 3 交差点違反（信号無視、一時不停止違反、歩行者妨害等）の取り締まり強化 4 高齢者及び児童・生徒等への交通安全教育の実施 5 ポスター・チラシ・懸垂幕等による広報啓発活動 6 地域交通安全活動推進委員による啓発活動の実施 7 交通安全施設の整備・充実 8 関係機関・団体に対する交通事故統計分析資料の提供 9 交通安全協会連合会（地区安協）等の関係団体との連携による各種活動の推進 10 その他、交通安全活動の推進

教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒等に対する交通安全教育の徹底 2 P T A等との連携による登下校(園)時における街頭指導の充実 3 学校新聞や学級連絡票等による児童生徒及び保護者に対する啓発 4 シートベルト・チャイルドシートの普及の高揚 5 暴走族三ない運動の児童、生徒への周知徹底 6 広報活動その他交通安全活動の推進 7 高等学校における参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 8 その他、交通安全活動の推進
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な道路パトロールの実施 2 交通安全施設の点検整備の実施 3 道路における障害物の除去等道路交通環境の整備 4 その他、交通安全活動の推進
交通安全協会連合会 (地区交通安全協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区交通安全協会(連合会)等との連携による推進 2 ポスター・チラシ、横断幕等による啓発 3 街頭広報車等による飲酒運転根絶の呼び掛けを含む交通安全広報活動の実施 4 街頭指導活動の実施 5 推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動 6 反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進 7 こどもと高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーンの実施 8 各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施 9 事業所における安全運転管理活動の促進 10 その他、交通安全活動の推進
交通安全母(友)の会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合の場を利用した交通安全講習会、研修会の開催 2 家庭、地域に根ざした交通事故防止キャンペーンの推進 3 街頭指導の実施 4 高齢者のいる家庭などへの積極的な訪問指導の実施 5 その他、交通安全活動の推進
その他 推進機関・団体 と協賛団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全運動に伴う連絡会議の開催 2 職員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 社内放送施設等を活用した広報の実施 4 広報誌(社内誌)等による交通安全の啓発 5 ポスターや立て看板等の掲出による広報 6 職員等に対する交通安全教育の徹底 7 その他、交通安全活動の推進

各種運動のスローガン

飲酒運転四（し）ない運動

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 運 転 者 は | ・ 運転するなら酒を飲まない
・ 酒を飲んだら運転しない |
| 家庭・地域では | ・ 運転する人に酒をすすめない
・ 酒を飲んだ人に運転させない |

安全運転5則

- | |
|----------------------|
| 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 カーブの手前ではスピードを落とす |
| 3 交差点では必ず安全を確かめる |
| 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る |
| 5 飲酒運転は絶対にしない |

高速交通安全5則

- | |
|----------------------|
| 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 十分な車間距離をとる |
| 3 割り込みをしない |
| 4 わき見運転をしない |
| 5 路肩を走行しない |

車線を守る五つの基本

- | |
|--------------------|
| ・ キープレフトの励行 |
| ・ 安全な速度の励行 |
| ・ 飲酒運転はしない |
| ・ 無理な追い越し、割り込みはしない |
| ・ 路上駐車をしない |

二輪車安全運転5則

- | |
|----------------------------|
| 1 カーブの手前ではスピードを落とそう |
| 2 安全速度は必ず守ろう |
| 3 交差点では必ず安全を確かめよう |
| 4 急な進路変更や割り込みはやめよう |
| 5 ヘルメットは正しくかぶろう（あごひも装着の徹底） |

暴走族三ない運動

- | |
|---------------|
| ☆ 暴走行為をしない |
| ☆ 暴走行為をさせない |
| ☆ 暴走行為を見に行かない |

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用